

令和4年7月8日（金）午前9時30分より、7月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
報告第1号 農地改良行為届について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和4年8月10日（水） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰 14番 渡邊芳治
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 野口 福恵 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方をお願いします。

事務局 野口 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名3番、4番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

報告第1号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は敷地拡張による露天貸駐車場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。農振除外がなされた案件で、隣接地の事業者が事業拡大に伴い、工場見学者が増加し、駐車場が必要となるため、申請地を駐車場として整備する計画です。雨水は敷地内の側溝から既存の水路に放流する計画です。給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック5段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 別にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。私から聞きたいのですが、間に農振農用地があるのに何故工場が建てられたのでしょうか。

事務局 野口 元々宅地だった箇所を敷地拡張で広げられているようです。過去に農振除外をする時には農業振興地域整備促進協議会で協議がなされた上で除外されています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は北側の道路側溝に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 別にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。道路の向かい側の事業者が、駐車場が不足しており、路上駐車をしているような現状のため、申請地を駐車場として利用する計画です。

雨水は自然流下により、給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。なお、水利承諾については、転用目的通りに駐車場兼車両待機所とする条件付きの承諾が土木協議会からなされております。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5 番 白石委員 別にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

15 番 山見委員 この道は人が通る所がえらい狭いとですよ。学校の通学路で自転車もよく通ります。トラックを入れているが頭が飛び出していたり、道路に停められていたりするので指導などしてもらえないのでしょうか。

議長 柳 そこはもちろん町が対応しないといけないと思いますよ。

事務局 辻 ご指摘いただいている点については、既に相談があっており、生活環境係が対応しているところです。会社にも話に行って指導はされています。

議長 柳 言うことを聞かないんですか。

事務局 辻 最近苦情があって対応しているところで、会社の方も対応しますとは言われているそうです。

15 番 山見委員 えらい大きいトラックが入って行って、中にも物がいっぱいあるため入りきれんとですよ。

10 番 樋口委員 中でトラックが旋回できんもんね。だいたいフレコンがあった所を駐車場として使うとして申請があったと記憶しているんですよ。なのでフレコンを置いてある所が元々おかしくなっていると思うんですよ。駐車場を確保した上で今あるようにフレコンを置いてあるのであれば問題ないんですが。です。ので今回も駐車場として申請した後にフレコンを置いたりしないかと一瞬思ったんです。通学路として使っているのであれば色々支障があるのではという懸念はあります。

15 番 山見委員 役場はこのことをどう考えているんですか。

事務局 辻 今回は路上駐車している問題を解消するために駐車場を確保したいとの申請ですので、まずはその問題点の解消について考えていただけたらと思います。ご指摘いただいたその他の問題点については、担当課に意見を伝えて引き続き対応していただくよう協議させていただきます。

議長 柳 今回の申請地ではきちんと駐車場として使用し、そこで作業をさせないように指導をしといてください。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

- 事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の近隣商業地域・第一種住居地域で第3種農地判断となります。隣接の事業所を拡大するために既存の住宅を取壊し、申請地に建て直す計画です。雨水は既存の側溝に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック1～4段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。進入路部分がアスファルト舗装されているため始末書付きとなっております。始末書の内容としては、平成8年に農地の進入路として未舗装の通路として利用されていたものを利便性向上のためにアスファルト舗装されたそうです。今回の転用申請をするまで、農地法に違反していることは全く知らなかったとのこと。申請人にも来ていただいております。
- 議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。
- 19番 松本委員 事務局から説明がありました通りの内容となっております、本人さんにも来ていただいておりますので、お話を聞いていただいで判断していただけたらと思います。よろしくをお願いします。
- 議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは申請人を呼んでください。
(申請人・行政書士入室)
- 議長 柳 今日はお忙しいところ来ていただいてありがとうございます。どういう経緯があったかを教えていただけませんか。
- 申請人 申請地周辺の土地は父の代からのもので、今の公民館は当時国道に面していました。駐車場の土地を分けてくれという話があり、現在の公民館の駐車場が出来上がりまして、横の土地が余るからということで、進入路の宅地の部分をアスファルト舗装してもらいました。隣の農地の部分が低くなっており、雨が降ると度々浸かってしまっていたため、道路側溝を作る時に農地の部分も一部アスファルト舗装をしてしまいました。以上が経緯となります。
- 議長 柳 それでは皆さん方からご質問等あったら聞いてください。元々悪意があった訳ではないとは思いますが。
- 2番 棚町委員 その道はご自身しか使われていないのでしょうか。
- 申請人 知らない人が通る時もあります。
- 2番 棚町委員 どなたかに迷惑がかかっているということはあるですか。法律的な問題はおいといて。
- 申請人 迷惑がかかっていることはないかと思いますが、今回の申請地の隣の農地は●●さんから貸してほしいとの相談があり、子どものために家庭菜園として使われています。そこの進入路としても使われてもいます。
- 議長 柳 その他皆さんから聞いておきたいことはありませんか。
- 12番 秋吉委員 申請地の隣の農地にもアスファルト舗装の通路があるみたいですが、そちらはどうなるのですか。また後から申請が出るのですか。

- 議長 柳 それをひっくるめてごめんなさいでは。
- 10番 樋口委員 それじゃいかなでしょ。申請は一緒にあげてもらわないとおかしいでしょ。
- 議長 柳 事務局はどう考える。耕作道として考えられたりできるものなのか。
- 事務局 辻 すぐに農地に復元できるかどうかにもよるかと思います。アスファルト舗装をしてしまうとすぐに農地に戻すことはできないため、転用申請は必要になるかと思えます。農地を耕作するために必要な道だとは考えにくいです。もし本当に農地を耕作するために、進入路がなかったりする場合は、道を作らなければならないのであれば農業用施設として認められる可能性もあるかもですが。
- 10番 樋口委員 自宅への通路として使っているのであれば今回の申請と併せてしてもらうのが良いと思いますよ。後々する方が大変だと思います。
- 議長 柳 行政書士さんはどう考えますか。
- 行政書士 今回の申請で農地の真ん中に舗装された道があることが分かり、事務局の方とも協議しながら申請を進めてきましたが、今回の申請自体はご自宅を建てるということで申請を出させていただきました。隣の農地の部分については必要であればアスファルト舗装をはいで農地として復旧することも考えたいとは思っているところです。
- 議長 柳 家を建てる時にアスファルト舗装を外して農道として使うということですね。事務局はそれで問題ないですか。
- 事務局 辻 県と現地確認した時には今回の自己用住宅の申請とはまた別問題で考える必要があるだろうと言われております。そのため、今回の申請と同時に申請が必要となる訳ではありませんが、早急に転用申請をするか農地に復旧するかの対応をしていただく必要はあります。
- 18番 河野委員 よろしいですか。今回の住宅の申請については本日審議するとして、農地のアスファルト舗装されている部分については、転用申請をするか農地に戻すかは今後検討していただいてもよろしいのではないですか。
- 4番 實藤委員 今現在農地と分かっている始末書もでていて分かっているのに残しておくのはどうかと思います。前もあったやんかということになりやせんでしょうか。一緒に申請をし直すのであれば良いと思いますが。アスファルトをはぐか申請し直すかしていただきたいと思います。
- 議長 柳 申請をし直すか農地に戻すかで行政書士さんよろしいですか。
- 行政書士 はい。分かりました。
- 議長 柳 それでは採決を採りますので、申請人さんは一度退室をお願いします。
(申請人・行政書士退室)
- 事務局 野口 ちょっといいですか。後から申請をあげるのであれば隣の農地の部分は始末書なしということになりますよね。もう分かっているんですから。同時申請だったら分かりませんが、後から申請するのであれば農地に戻すかしかないと思います。また始末書付きであがってくることはありえないですよ。
- 議長 柳 もしアスファルトをはぐということになったら何か手続きは必要ですか。

事務局 野口 今回の住宅の申請が許可されると完了報告が必要となりますので、それで隣の農地の部分も確認が取れると思いますので、手続きは特に必要ないと思われます。後からいやいや通路として使いますというのであれば、一度農地の状態に戻して申請するしかないとは考えます。

10 番 樋口委員 私も別個の問題として考えるのはおかしいと思います。実際今通路として使っているのがおかしいです。砂利道などになったとしても通路として使うのであれば農地ではないでしょ。

議長 柳 農地に入るための通路だったらいいんですよ。アスファルトはもちろんいかなでしようけど砂利道だったら問題ないの。

事務局 野口 農地にすぐ戻せる状態での進入路とかであれば違反とまでは言えないのかなとは思っています。

議長 柳 本人にどうされるか聞かないと話が進まないと思いますので、もう一度申請人を呼んでください。

(申請人・行政書士入室)

議長 柳 度々すみません。色々話し合いましたが、隣のアスファルト舗装の部分は農地に戻すしか方法はないみたいです。もし通路として利用されるのであれば取り下げて同時に申請してもらうことになります。どうされますか。

申請人 今回の件で農地法のことを調べて違反していたんだということが初めて分かって罪の意識も持っています。アスファルト舗装は外して農地の状態に戻したいと思います。

議長 柳 今回の条件として隣の農地のアスファルトは外して農地に戻して下さい。それで皆さんよろしいですね。採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

(申請人・行政書士退室)

それでは、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆1, 423㎡の売買で1万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

4 番 實藤委員 元々借りて耕作されていた方が亡くなられて、無料でもいいからもらってくれという話をされていた農地で、さすがに無料という訳にはということでこの金額になったそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。なお、2番から6番までは同一の申請者であるため一括で説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番～6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 2番は田1筆2, 506㎡、畑6筆5, 175㎡の売買で34, 564, 500円です。

3番は畑6筆4, 564㎡の売買で18, 256, 000円です。

4番は畑1筆883㎡の売買で4, 415, 000円です。

5番は畑2筆3, 634㎡の売買で17, 215, 500円です。

6番は畑4筆5, 279㎡の売買で26, 010, 000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 前回から続いている分で全部ほぼ固まっています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 この辺を農地パトロールしましたが、草ぼ一ぼ一の所がたくさんあります。前回本人から話を聞いた時に遊休農地には絶対しないようにしますと言われていたかと思えます。そこがこの方が買われた農地かどうか分かりませんので、分かりやすい地図をいただけませんか。

議長 柳 事務局は申請人が買われた農地に色を付けるなりして分かるような地図の準備をお願いします。一回目は黄色とか二回目は赤色とか。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については田4筆3, 349㎡、畑1筆482㎡の売買で2, 444, 221円になります。

2番については田8筆7, 120㎡の売買で357万円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地改良行為届について説明>

議長 柳 以上のように改良行為がっておりますので、担当委員は確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。